

別居家族の扶養申請に関する生計維持関係確認書

この確認書は、被保険者と申請対象者(被扶養者として申請される方)が別居の場合に、生計維持関係を確認・判断するために使用しますので、申請対象者の世帯について、生計状況の実態を下記太枠内にご記入ください。

被保険者 ※保険証の記号・番号・年収推定額					
記号	番号	氏名	年間収入	ヤマト給与	円
				その他収入	円

申請する別居家族(申請対象者)氏名	年齢	続柄	収入有無	年間収入
A (氏) (名)			<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 給与 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> その他	① 円
B (氏) (名)			<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 給与 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> その他	② 円

1. 別居および申請の理由
 (内容により必要書類が異なるため詳細を記入)

2. 申請対象者と現在同居している者の有無	申請対象者(A・B)との同居家族の氏名	年齢	被保険者との続柄	年間収入
有・無 (有の場合右欄記入)	C (氏) (名)			③ 円
	D (氏) (名)			④ 円

3. 申請対象者に対する被保険者等からの送金額内訳	送金内訳	※ 被保険者からの送金額	E. その他からの送金額 (続柄)	F. その他からの送金額 (続柄)
	毎月	円	円	円
	賞与時	円	円	円
	年額合計	円	⑤ 円	⑥ 円

【必須添付書類】 被保険者から申請対象者へ生計費が送金されている裏付けとして、金融機関の払込依頼書・送金証明書・払込票・利用明細書等の振込書控え等いずれかの写しを提出してください。手渡しや、通帳・カードの共有は認められません。

4. 申請する別居家族の1ヵ月当たりの世帯生計費 ※収入と支出に差異が無いようご記入ください。					
【支出内訳】	住居費	円	日用品	円	
	食費	円	被服費	円	
	水道光熱費	円	教育費	円	
	医療費	円	各種保険料	円	
	交通費	円	その他	費	円
	通信費	円		費	円
	非消費支出(税金)	円		費	円
	合計 (1ヵ月当り支出費計)		円	(健保記入欄)	円
	【収入内訳】	A	申請対象者(A)の1ヵ月当りの収入金額 (年間収入①÷12ヵ月)		円
		B	申請対象者(B)の1ヵ月当りの収入金額 (年間収入②÷12ヵ月)		円
C		申請対象者と同居している者(C)の1ヵ月当りの収入金額 (年間収入③÷12ヵ月)		円	
D		申請対象者と同居している者(D)の1ヵ月当りの収入金額 (年間収入④÷12ヵ月)		円	
E		被保険者以外(E)からの1ヵ月当りの送金額 (年額合計⑤÷12ヵ月)		円	
F		被保険者以外(F)からの1ヵ月当りの送金額 (年額合計⑥÷12ヵ月)		円	
※		被保険者からの1ヵ月当たりの送金額		円	
申請対象者(AまたはB)の預貯金等からの充当額・その他()				円	
1ヵ月当りの収入額合計				円	

※ 誓約確認☑の記入がない場合は審査ができません。

ヤマトグループ健康保険組合 理事長殿

誓約確認	本書に記載した内容は事実と相違ありません。記載内容に虚偽があった場合は、認定日に遡って扶養の取消が行われても異議を申し立てません。 また、当該期間中に受けた医療給付費等を全額返還することを誓約いたします。 <input type="checkbox"/> 上記誓約内容を確認しました。
------	--

令和 年 月 日
被保険者氏名

【 別居家族の扶養申請に関わる生計維持関係確認書 記載要領 】

< 別居審査について >

健康保険被扶養者の認定に際しては、健康保険法および関連法令に基づく認定基準があり、「主として生計を維持するもの」(健康保険法 第3条第7項)という要件が第一要件となります。そのため、申請対象者の総合的な生活水準ならびに生活内容およびその生活を維持する収入源の実態、さらには、被保険者が申請対象者に対して「主として生計を維持する」立場を将来に向けて継続的に維持することの可否、申請対象者と被保険者世帯との経済的交流の実態、申請の事由等を総合的に審査いたします。

本書は、被保険者と別居家族である申請対象者との「生計維持関係」を確認するために必要な資料となります。ありのままの状況について、詳しくご記入をお願いいたします。尚、審査において個々のケースにより必要な書類の提出を追加で求めることがあります。必要な書類をご提出いただけない場合は、扶養認定審査ができませんのでご了承ください。

< 提出前確認項目 >

下記項目(4つ)すべてに該当しない場合は扶養認定審査ができません。尚、下記項目は申請可能であるかご自身で確認いただける項目であり、審査については上記の< 別居審査について >に基づいておこなわれます。

- 被保険者から申請対象者への送金証明がある ※手渡しは不可
 - 申請対象者の収入は被保険者からの送金金額より少ない
 - 別居してから送金が継続的にされている
 - 申請対象者の生計はほぼすべて被保険者からの送金により維持されている
- ※ 被保険者と申請者が同住所でも、世帯主をわけている(世帯分離している)場合は、被保険者との生活実態が社会通念上妥当性を欠くため扶養認定審査ができません。

< 記入上の注意 >

1. 別居および申請の理由

別居および申請の理由により、提出書類・確認事項が異なるため、理由を詳細に記入してください。

(例)

- ・ 被保険者の結婚当初から、妻(申請対象者)と別居しています。このたび、妻の離職により収入がなくなったため申請いたします。
- ・ 長男(申請対象者)が他県の学校へ進学時より別居しています。ひとり暮らしで収入が少なく、被保険者からの送金により生計をたてているため申請いたします。

2. 申請対象者と同居している者の有無

申請対象者と同居している家族がいる場合には、その同居家族の氏名と続柄(被保険者からみた続柄)を記入してください。

3. 申請対象者に対する被保険者からの送金額内訳

申請対象者に対する※被保険者からの送金額および他に申請対象者へ送金している人がいる場合には、その金額と被保険者との続柄をE・F欄に記入してください。

※送金証明がない場合は扶養認定審査ができません。

4. 申請する別居家族の1ヵ月当たりの世帯生計費

【支出】

申請対象者の世帯における1ヵ月当たりの支出費内訳(一年間の平均額)を記入してください。

項目名	内容
住居費	住まいに関する支出 家賃、地代、住宅ローン、管理費、共益費等
食費	食事にかかる費用
水道光熱費	生活のために必要なエネルギーを購入するためにかかる費用 水道代、ガス代、電気代、灯油代等
医療費	医療にかかる費用 医療機関の診療、医薬品・医療機器の購入費等
交通費	交通機関使用の費用 バス代、鉄道代、タクシー代、車関係(ガソリン等)費用等
通信費	電話料金、郵便代、携帯電話代、インターネット使用料等
非消費支出(税金)	地方税、自動車税、固定資産税等
日用品	食料品、衣料品以外の日常生活雑貨にかかる費用
被服費	衣料品に関する費用 洋服、シャツ下着、タオル、靴下、寝具、履物、クリーニング代、仕立代、服飾品、かばん類等
教育費	教育にあてられる費用 学校への納付金、教科学習費、通学費、図書・学習塾等の月謝、教養娯楽費
各種保険料	生命保険料、医療保険料、自動車任意保険料等

【収入】

申請対象者の世帯における仕送りを含めた1ヵ月当たりの収入内訳(一年間の平均額)を記入してください。

(収入とは)

給与収入・事業収入・利子収入・不動産収入・公的年金(老齢・遺族・障害・共済・企業・個人)・傷病手当金・出産手当金・労災の各種保障年金・育児休業給付金等。なお、奨学金は貸与型・給付型を問わず受給者の収入になります。